

報告

養護教諭養成教育における「学校危機管理」の 資質・能力の育成 ——バーチャル・スクールを活用した実践から——

石井有美子・奥田紀久子・田中祐子
徳島大学大学院医歯薬学研究部

要約：本研究は、看護系大学の養護教諭養成課程における、バーチャル・スクールを用いた危機管理の学修成果を明らかにすることで、教育内容を検討し、学校危機管理能力の向上を図るための基礎資料とすることを目的とした。令和2年度、「養護概説Ⅱ」を受講した2年生19名に対し、バーチャル・スクールのグループワークの後、「学校の危機管理における養護教諭の役割と能力」についてのレポート課題を提出させ、記載内容を質的に分析した。その結果、学生が考える危機管理の対応は、文部科学省が作成した学校の危機管理マニュアル作成の手引きに記載されている重要なポイントをおさえられていた。一方で、学校の実態や学校組織を踏まえた危機管理の理解等の、教育実習に向けた課題が明らかになった。学内での講義・演習と教育実習をつなぎ、実践能力の基盤を育むための工夫が求められる。

(キーワード：危機管理, 養護教諭, バーチャル・スクール)

Developing Qualities and Competencies for "School Crisis Management" in School Nurse Training Education —— From Practical Training via Virtual Schools ——

Yumiko ISHII・Kikuko OKUDA・Yuko TANAKA
Graduate School of Biomedical Sciences, Tokushima University

Abstract: The purpose of this study was to clarify the results of crisis management training using a virtual school in a training course for school nurse teachers at a nursing-related university to examine the educational content and to provide basic data for improving school crisis management skills. In 2020, 19 second-year students who took the course "School Nurse Theories II" were asked to submit a report on "Roles and Competencies of School Nursing Teachers in School Crisis Management" after completing group work in a virtual school. The report contents were then qualitatively analyzed. Results showed that the responses to crisis management covered the essential points described in the "Guide for Preparing School Crisis Management Manuals" issued by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology. On the other hand, issues for nursing practice, such as understanding crisis management based on the actual situation of the school and the school organization, were clarified. It is necessary to devise methods to connect the lectures and exercises at the university with practical training to foster the foundation of hands-on skills.

(Keywords: crisis management, school nurse, virtual school)

1. 緒言

学校は、児童生徒が安心・安全に学べる場であればならないが、学校管理下においては、食物アレルギー、熱中症、津波、不審者侵入等、児童生徒の生命にかかわる様々な事故や自然災害、事件の発生が続いている。児童生徒の生命と安全を守るために、より一層の危機管理への取り組みが

求められており¹⁾、学校安全や危機管理を担う教員の資質向上はきわめて重要といえる。

この問題に対し文部科学省は、学校安全に関する様々な調査・報告書、参考資料、指導資料・教材の作成等の取り組みを行ってきた²⁾。それらを通して、学校安全に関する資質・能力を身に付けるための教職員の研修等の推進の重要性について

言及している³⁻⁵⁾。研修に関する 2018 年度の調査によれば、日頃の安全教育、安全管理や危機発生時における役割について教職員に対する校内研修を実施した学校の割合は 91.3%、教職員に対する校外研修への派遣を行った学校の割合は 74.5%で、3 年前の調査よりもわずかに増加しており⁶⁾、現職教員の学校安全・危機管理に関する資質向上が図られているところである。

また、教員養成の段階での安全教育の必要性が強調されたのは、2008 年の中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取り組みを進めるための方策について」⁷⁾であった。その後、文部科学省は 2012 年の「学校安全の推進に関する計画」⁸⁾において、「学校における安全に関する組織的取組の推進」の具体的な方策として、「教職を志す学生への学校安全教育」を打ち出した。また、2017 年度からの「第 2 次学校安全の推進に関する計画」⁹⁾では、教職員を志す学生から管理職まで、各キャリアステージにおいて必要に応じた学校安全に関する資質・能力を身に付けるための研修を推進し、「教職員のための学校安全 e-ラーニング」により、教員の資質能力を高める方策をとってきた。

しかし、熊丸ら¹⁰⁾の調査によれば、国立大学の旧教職課程におけるシラバスにおいて、学校安全・危機管理を取り上げた授業は、中等教育の保健体育科教員及び養護教諭養成課程に集中していること、学校安全・危機管理を取り上げている授業科目でも、授業に占める割合は高くはなかったことが明らかにされている。2019 年度からの現行の教員養成の教職課程¹¹⁾では、コアカリキュラムのうち、教育の基礎的理解に関する科目の中で学校安全への対応について扱うこととなった。また、第 3 次学校安全の推進に関する計画¹²⁾においても、教職課程の学生への学校安全の学習の充実が盛り込まれており、教員養成の段階から学校安全や安全教育への深い理解を促し、危機管理能力の向上を図ることが課せられたといえる。

一方、学校安全が養護教諭にとって重要なキーワードとなったのは、2009 年に学校保健法が学校保健安全法に改正されたことに起因する。菅原¹³⁾は、学校保健安全法において、学校における教育

活動が安全な環境において実施されるために児童・生徒の安全確保を図ることが養護教諭の職務の一部として位置付けられたことで、養護教諭の責任が増す反面、大きなやりがいをもたらしたことについて言及している。現在の養護教諭に求められる役割について整理すると、健康診断や救急処置等の保健管理、学校内及び地域の医療機関等との連携推進におけるコーディネーターの役割、関係教職員と連携した組織的な健康相談や保健教育の推進等の従来からの役割に加え、健康・安全にかかわる危機管理への対応等¹⁴⁾があげられる。

本研究では、学校危機管理に関する養護教諭の役割について焦点をあてた。危機管理の対応は、各学校の背景や特徴など実態を踏まえて対応することが必要である。しかし学生にとって学校危機の状況は非日常であり、講義だけでは危機管理のプロセスやマネジメントに関する知識の習得にとどまりやすく、当事者としての関心ももちにくい。そこで、学生自身でバーチャル・スクールを企画し、自分が養護教諭として直面した場合の思考や行動について、学校の特色や子どもの実態を踏まえた事例をグループで検討することを通してより実践的な力を身に付けさせたいと考えた。先行研究において、バーチャル・スクールを用いた教育実践はいくつかあるが、養護教諭の実践力育成の視点で考案された仮想学校づくりのプロセスを紹介¹⁵⁾したものや、仮想学校を舞台として学校保健計画や保健室経営計画を作成させた授業展開例¹⁶⁻¹⁷⁾、保健室掲示物作成の展開例¹⁸⁾等で、バーチャル・スクールを危機管理の事例で活用し、その結果を評価した報告はみられない。

本研究は、バーチャル・スクールを用いた危機管理の学修成果を明らかにすることで、教育内容を検討し、養護教諭養成教育における学校危機管理能力の向上を図るための基礎資料とすることを目的とした。

2. 方法

2.1 調査対象者

2020 年度の看護系 4 年制大学の 2 年生のうち、養護教諭免許状取得のための必修科目である「養護概説 II」を履修した 19 名の学生を調査対象者とした。

2.2 用語の定義

2.2.1 バーチャル・スクール

学校名、校区の特色、学校規模、児童生徒の特徴、学校教育目標、目指す児童生徒像、学校保健目標、職員組織、校内見取り図などを平面で示した仮想の学校を示す。

2.2.2 学校危機管理

学校危機管理とは、子どもたちや教職員等の生命や心身等に危害をもたらす様々な危機を未然に防止するとともに、万一、事件・事故災害が発生した場合に、被害を最小限にするために、適切かつ迅速に対処すること¹⁹⁾と定義されている。本研究でも同様に定義する。

2.3 実施方法

2.3.1 対象者の学修上のレディネス

対象学生は2年生前期までに履修した養護教諭一種免許状取得に関する科目のうち、危機管理に関連する授業科目として、「養護概説Ⅱ」の先行科目である「養護概説Ⅰ」を1単位履修済みである。その他、教育の基礎的理解に関する科目として「教師論」、「特別支援教育概論」、看護学教育の専門科目の「看護技術」、「ヘルスアセスメント」

等を履修し、同時期に「リスク・マネジメント」1単位を履修中である。

2.3.2 バーチャル・スクールの設計

2年生前期の養護概説Ⅰでバーチャル・スクールを設計した。バーチャル・スクールを設計する目的は、様々な背景や方針のもとに学校が設置されていることを理解すること、養護実践活動は、学校が立地する地域や子どもの実態、教育方針等を踏まえた上で展開していくことを理解することである。バーチャル・スクールの設計に向けて30分程度の講義を行った後、3～4人で1グループになり、5つのバーチャル・スクールを考案させた。この活動は授業時間に加え、授業時間外の自主的な活動を含めた。バーチャル・スクールの設計には、あらかじめA3サイズのワークシートを用意し、学校名、校区の特色、地図、児童生徒の特徴（学習、運動、健康面、生活習慣）、学校の概要（創立年数、児童生徒数、学級数、職員構成）、校舎の見取り図、学校経営計画（教育目標、目指す児童生徒像）、学校保健目標、月別行事予定等を記載するようにした(図1)。また、バーチャル・スクールを活用し、学校毎に学校保健計画を作成する演習を行った。

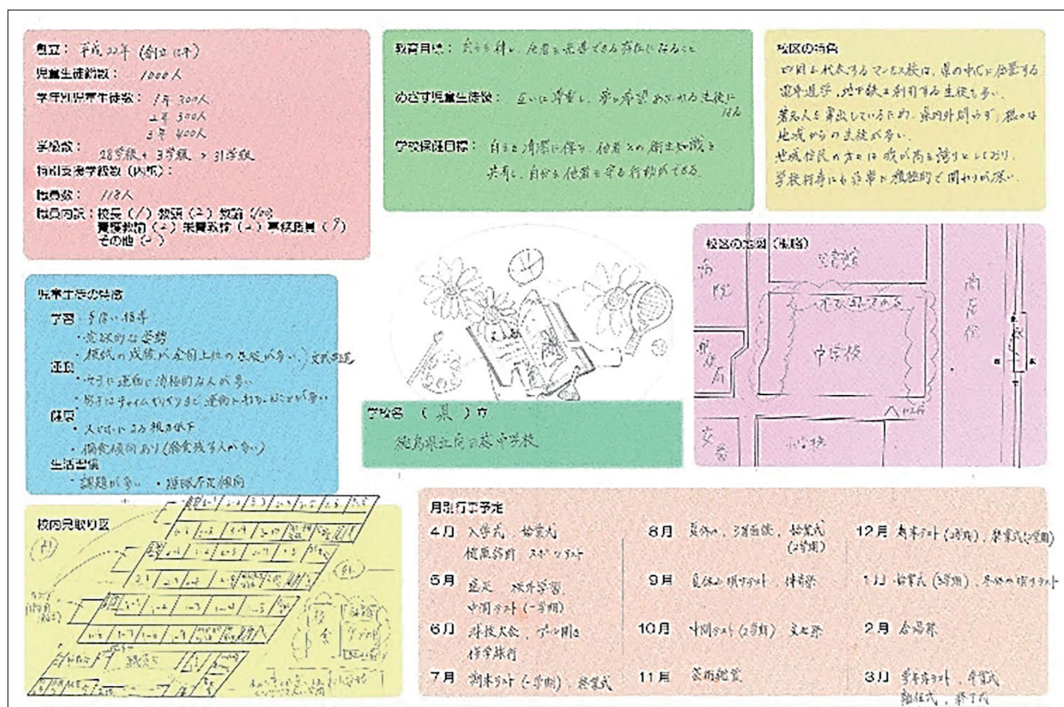


図1 学生が作成したバーチャル・スクールの一例

表 1 パーチャル・スクールと学校危機事例の概要

学校	背景・特徴	事例
A 小学校 (公立)	児童数 600 名, 都心で交通アクセスがよい, 経済的に豊かな家庭が多い	7月上旬, 5年生の宿泊学習を行った。山でオリエンテーリング実施中に, 児童数名が体のだるさや気分不良を訴えた。
B 小学校 (公立)	児童数 120 名, 自然豊かな田舎の小学校	1月中旬頃, 吐き気と腹痛とだるさを訴える児童が複数名, 保健室に来室した。そのうちの一人がトイレで嘔吐した。
C 中学校 (公立)	生徒数 1,000 名, 県庁所在地で, 交通アクセスがよい, 養護教諭複数配置	3校時終了後, Jアラートが鳴り, その後, 震度 5 弱の地震が発生した。
D 中学校 (公立)	生徒数 311 名, 自然豊かな地域で地域との交流が盛んである	昼休み 3 年生の教室で男子生徒同士のけんかが起きた。殴られた生徒の顔面は, 大量の出血と歯の脱落がみられた。
E 高校 (私立)	生徒数 960 名, 学校は山の中にあり, 医療機関に到着するまでに時間がかかる, 養護教諭複数配置	5校時の体育の授業中, 運動場でサッカーをしていた生徒が, 手足と顔のかゆみ, 蕁麻疹を訴えて保健室に来室した。息苦しさ, のどの違和感も訴えた。

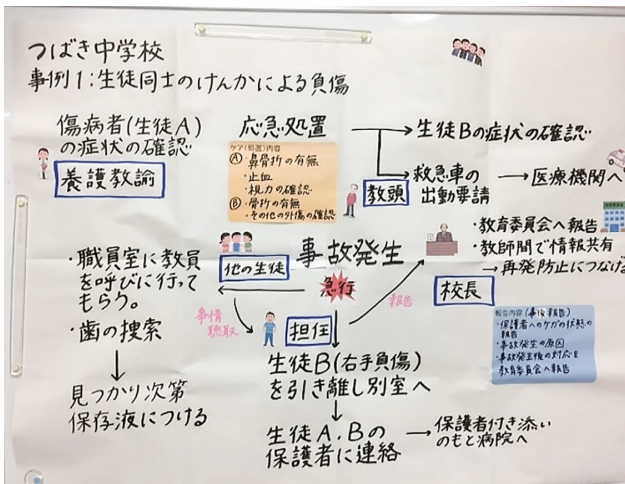


図 2 学生のグループワークによる学校危機事例発生時の対応の一例

2.3.3 危機管理の演習内容と方法

2 年生後期の養護概説 II (15 時間) のうち, 学校危機管理に充てたのは 2 時間である。1 時間目には学校危機管理におけるリスク・マネジメント, クライシスマネジメントに関する講義の後, パーチャル・スクール毎に異なる危機管理の事例 (表 1) を提示した。演習に使用した事例は, 実際の学校危機事例をもとに, 研究者らが独自に作成した模擬事例とし, 事例発生時の対応についてグループワークを行い, 対応のプロセスを模造紙一枚にまとめるよう指示した (図 2)。授業時間内に発表の準備ができなかったグループについては, 授業時間外の自主的学修活動とした。2 時間目にグループごとの発表を行い, 質疑応答とよかった点, 不足していた点などについて, 学生間

で発表した後に教員による講評を行った。

2.4 調査方法

対象者の学びに関するデータは, 演習後の課題として提出させた「学校の危機管理における養護教諭の役割と能力」のレポートとした。内容は, 「担当した事例のアセスメントとアセスメントに基づいた対応のポイント」「学校組織としての危機対応における養護教諭の役割」「事前に準備しておくこと」「事後の対応」「子どもの命と安全を守るために養護教諭に必要な能力」の項目を含め A4 サイズ 2 枚程度で記載するよう指示した。データは, 同意が得られた対象者のレポートをクラウド型教育支援システム (manaba) から収集した。

2.5 データ収集時期

2022 年 8 月 1 日～2022 年 8 月 5 日である。

2.6 分析方法

レポートの記載内容から学校危機管理の対応に関する養護教諭の役割に関する記載を抽出し, 3 区分に分類した。具体的には, 「事前の危機管理」は, 事故等の発生を予防する観点からの対応とした。「発生時の危機管理」は, 事故等が発生した際に被害を最小限に抑える観点から, 様々な事故等への具体的な対応とした。「事後の危機管理」は, 緊急的な対応が一定程度終わり, 復旧・復興する観点からの対応とした。

次に, 記載内容を一つの対応ごとに分割し, 文

脈を損なわないようにコーディングを行った。その際、できるだけ異なる事例の特徴を残すようにした。コードを「事前の危機管理」「発生時の危機管理」「事後の危機管理」ごとに集め、コードの抽象度を上げてサブカテゴリー、カテゴリー化した。生成されたカテゴリーについて、危機管理に関する内容の類似性に着目しながらコアカテゴリーに分類した。コーディングは3名の研究者が事例ごとに分担して行った後、妥当性について確認し、修正した。カテゴリー化のプロセスにおいては3名の研究者間で考えが一致するまで協議、検討しながらすすめた。

2.7 倫理上の配慮

徳島大学病院生命科学・医学系研究倫理審査委員会の承認を経て実施した(承認番号 4304)。対象者には、調査目的と内容及び、個人情報の取り扱いについて説明し、同意書により同意の意思を確認した。

3. 結果

養護概説Ⅱの受講者全員から研究協力への同意が得られ、19名のレポートを分析に用いた。危機管理を事前の危機管理、発生時の危機管理、事後の危機管理の3段階に分けて分析した結果をそれぞれ表2, 3, 4に示す。なお、本文ではコアカ

表 2 事前の危機管理

[コアカテゴリー]	「カテゴリー」 13	《サブカテゴリー》 33	コード数
危機管理体制の構築と実装	緊急連絡体制の整備と連携体制の確立	事故発生時の対応方法の決定と教職員への周知	2
		校外活動時の関係機関の把握と連絡体制の整備	2
		日常的な医療機関との連携及び連携体制の確立	10
		校内の教職員間の良好な関係作り	1
		緊急時に必要な個人情報や医療機関、連絡先の情報の集約	6
	施設設備の安全点検による危険個所の抽出と避難経路の確保	施設設備の安全点検による危険個所の抽出	1
		校内の安全点検により避難経路の確保	1
	情報を活用したリスク回避	予測される事故に関する情報収集	3
		学校医の指導を受け食中毒のリスクを減らす	1
	危機管理マニュアルの整備と危機管理体制の確立及び周知	緊急時の教師間の連絡網の作成	3
		災害発生時に備えたマニュアルの整備と教職員への周知	13
		災害発生時の役割分担	3
マニュアルに基づく様々な想定での避難訓練の実施	マニュアルに基づく避難訓練の実施	3	
	様々な想定による避難訓練の実施	2	
子どもの健康情報の把握	健康観察や健康診断、保護者などからの健康情報の共有と健康状態の把握	全校生徒のアレルギーの情報把握と留意	2
		子どもの健康状態を教師や保護者と情報共有	1
		健康観察や健康診断、日常的な関り等からの子どもの健康状態の把握	2
		配慮を要する児童への注視	1
	心のケアのための観察や調査による心の健康状態の把握	日常の健康観察やアンケート調査などによる心の健康状態の把握	4
		心のケア体制の整備	1
児童生徒と教職員との関係性の構築	体調不良を伝えることができるような児童生徒と教職員との関係性の構築	3	
救急体制の整備	児童生徒の疾患の理解や応急手当に関する研修の実施	食物依存性運動誘発アナフィラキシーに関する教職員の理解の促進	3
		教職員に対する救急処置やカウンセリングについての校内研修	8
	応急処置に必要な物品の準備と定期的な点検	応急処置に必要な衛生物品の準備	3
		感染拡大防止のための消毒物品の準備と使用方法の理解	4
		定期的な物品の点検・備品調達	4
	養護教諭としての専門的な知識と確かな救急処置の技術の習得	養護教諭としての専門的な知識の習得と対応方法の把握	5
児童生徒と保護者への安全教育	児童生徒への保健安全教育	アナフィラキシーの原因や症状に関する生徒の理解の促進	5
		児童への熱中症についての保健指導	2
		石鹸での手洗い、食中毒などの保健指導	4
		日常的な安全指導	1
	文書による保護者への協力要請	家庭での感染予防のための保健指導用のリーフレットの作成と配布	2
		保護者への協力依頼	1

テゴリーを【 】, カテゴリーを「 」, で示した。

3.1 事前の危機管理

対象者のレポートより, 107 のコードから 33 のサブカテゴリー, 13 のカテゴリーが生成され, これらを 4 のコアカテゴリーに分類した。

コアカテゴリーの【危機管理体制の構築と実装】は, 学校危機の備えとして「緊急連絡体制の整備と連携体制の確立」, 危機を回避するために「施設設備の安全点検による危険個所の抽出と避難経路の確保」, 「情報を活用したリスク回避」を行う。危機管理マニュアルに関するものとして「危機管理マニュアルの整備と危機管理体制の確立及び周知」, 「マニュアルに基づく様々な想定での避難訓練の実施」の 5 のカテゴリーを分類した。

次に, 【子どもの健康情報の把握】として, 児童生徒の健康状態に応じて教職員が対応するための「健康観察や健康診断, 保護者などからの健康情報の共有と健康状態の把握」をすること。「心のケアのための観察や調査による心の健康状態の把握」をすること。「児童生徒と教職員との関係性の構築」の 3 のカテゴリーを分類した。

また, 【救急処置体制の整備】として, 学校危機に直面した際に全ての教職員が迅速で的確な対応をするための「児童生徒の疾患の理解や応急手当に関する研修の実施」。救急処置の中心となる養護教諭の役割として「応急処置に必要な物品の準備と定期的な点検」の実施と「養護教諭としての専門的な知識と確かな救急処置の技術の習得」の 3 のカテゴリーを分類した。

さらに【児童生徒と保護者への安全教育】には, 保健だよりやホームルーム活動の時間を使って行う「児童生徒への保健安全教育」と, 保護者に対して家庭での感染拡大を防ぐために「文書による保護者への協力要請」の 1 のカテゴリーを分類した。

3.2 発生時の危機管理

対象者のレポートより, 183 のコードから 48 のサブカテゴリー, 18 のカテゴリーが生成され, これらを 4 のコアカテゴリーに分類した。

コアカテゴリーの【生命と安全を守る判断と救

急処置】には, 危機発生時に「児童生徒の安全を最優先に判断し行動」する。そのために「速やかな応急手当のための環境調整」を行う。また, 傷病者に対して「重症度と緊急性から受診と救急車要請の判断」を行うために, 本人や教員から「事故の発生機序や経過に関する問診」や, 「必要な周辺情報を収集しアセスメント」を行うこと, 「顔色やバイタルサイン等の継続的な観察」と「広い視点での確かなフィジカル・アセスメント」を行うこと, アセスメントの結果を受けて「傷病に関して医療機関と連携」する。さらに危機発生時の養護教諭の役割に関して, 「養護教諭の専門性に基づく症状に応じた救急処置の実施」の 9 のカテゴリーを分類した。

次に, 【教職員との連携】のコアカテゴリーとして, 危機発生時「状況に応じた教職員への説明と役割分担の指示」, 傷病者以外の他の児童生徒への対応に関する「他の教員と連携した心身の状態の健康観察」の 2 のカテゴリーを分類した。

また, 【心のケア】のコアカテゴリーとして「不安の緩和等の心のケア」の 1 のカテゴリーを分類した。

さらに, 【被害の拡大防止と事後を見据えた対応】のコアカテゴリーには, 児童に対する「発生時に必要な保健指導の実施」, 感染を拡大させないために「二次感染の予防策を講じる」のカテゴリーを分類した。一方, 保護者への対応として, 「保護者への報告と説明を適時に行い協力を要請」する, 「事故発生時の経緯と対応の記録」を行い, 「責任者と関係職員への報告」を行うことや情報共有の際の「個人情報取り扱いへの配慮」の 6 のカテゴリーを分類した。

3.3 事後の危機管理

対象者のレポートより, 61 のコードから, 22 のサブカテゴリー, 8 のカテゴリーが生成され, これらを 3 のコアカテゴリーに分類した。

コアカテゴリーの【危機対応の情報共有】には, 事後の対応として, 「情報の整理と共有」, 「保護者への十分な説明と対応による関係構築」の 2 のカテゴリーを分類した。

次に, 【継続的な観察とケア】のコアカテゴリー

として、発生時から引き続き行う「心身の健康観察の継続」及び、「経過をふまえた継続的な心と体のケア」を分類した。加えて「感染予防の取り組みの継続」、「生徒への保健指導」の 4 のカテゴリーを分類した。

また、【危機管理の検証と今後の備え】のコアカテゴリーには、学校及び学校の設置者が行う「再発防止のための調査・検証・報告」と、再発防止に関連した「教職員への応急手当についての研修」の 2 のカテゴリーを分類した。

表 3 発生時の危機管理

【コアカテゴリー】	「カテゴリー」 18	《サブカテゴリー》 48	コード数
生命と安全を守る判断と救急処置	児童生徒の安全を最優先に判断し行動	児童生徒の生命・安全を最優先し、迅速冷静に対応	4
		担任と連携して生徒の安否と健康状態の確認	3
		生徒の安全を守りながら自分の身も守る	3
		活動の中止の判断し休憩させる	2
	速やかな応急手当のための環境調整	速やかに応急処置ができるように、保健室を復旧	1
		救護班を編成し応急手当を行う	4
	重症度と緊急性から受診と救急車要請の判断	学校の立地を考慮した救急車の要請	2
		生徒の状態に応じて救急車を要請	2
		重症度の判断を素早く行い、状態に応じ救急車を要請	8
	事故の発生機序や経過に関する問診	原因を探るための的確な問診	5
		症状や経過に関する問診	2
	必要な周辺情報を収集しアセスメント	生徒や教員から状態を聞き取り、状況を把握	3
		原因を特定するため食べたものを情報収集	1
		症状や周辺情報等からアセスメント	4
	顔色やバイタルサイン等の継続的な観察	顔色やバイタルサイン等の観察	9
けがの部位や全身の観察		4	
継続的な観察		4	
広い視点での確かなフィジカル・アセスメント	状況に応じた的確なアセスメント	8	
	冷静での確かな判断	1	
傷病に関して医療機関と連携	医療機関に事故の状況を正確に伝える	3	
	医療機関への搬送	2	
養護教諭の専門性に基づいて行われる症状に応じた救急処置	症状（熱中症・嘔吐・吐き気・脱落した歯）に応じた手当て	15	
	専門性に基づく救急処置	8	
教職員との連携	状況に応じた教職員への説明と役割分担の指示	教職員への説明や状況報告	7
		状況に応じた教職員の役割分担や対応の指示	7
		医療機関への搬送や記録等の協力依頼	3
	他の教員と連携した心身の状態の健康観察	症状のある児童の健康観察を実施し、体調を把握	3
周囲の児童の健康観察をして体調を確認 他の教員と連携しながら健康観察		2 3	
心のケア	不安の緩和等の心のケア	不安の緩和に努める	2
		心のケア	6
		余震による生徒の心身の変化に注意	1
		疾患を有する生徒へ配慮	1
被害の拡大防止と事後を見据えた対応	発生時に必要な保健指導の実施	児童へノロウイルス感染症についての保健指導	4
		汚染場所の使用禁止と消毒	2
	二次感染の予防策を講じる	トイレやドアノブの消毒	4
		使用物品による感染を防ぐための適切な方法での廃棄	2
		ケア時の感染予防対策	1
	保護者への報告と説明を適時に行い協力を要請	保護者への報告と説明	13
		体調不良の児童生徒の保護者への連絡	4
		保護者に連絡が取れない時の対応の検討 ノロウイルス感染症への対応に関する保護者への助言	3 3
	事故発生時の経緯と対応の記録	事故発生時の経緯と対応の記録	6
		搬送先の記録	1
	責任者と関係職員への報告	関係者への報告	3
		管理職への報告	2
	個人情報の取り扱いへの配慮	個人情報保護に配慮	1
情報共有する時には個人情報等のプライバシーの保護に注意		1	

表 4 事後の危機管理

[コアカテゴリ]	「カテゴリ」 8	《サブカテゴリ》 22	コード数
危機対応の 情報共有	情報の整理と共有	医療機関搬送に関する記録	1
		情報の集約と整理	3
		教育委員会等への報告	9
	保護者への十分な説明と対応による関係構築	該当児童の保護者への十分な説明と関係構築	4
		保護者全体に対して説明・報告等の対応	2
継続的な観察とケア	心身の健康観察の継続	児童の健康観察	1
		心身の健康観察の継続	4
	経過をふまえた継続的な心と体のケア	生徒の心身の健康状態の把握と支援を継続	6
		事故後の生徒の早期復帰を支援	1
		児童生徒の心身のケア	3
		保護者の心のケア	1
		ストレスやトラウマを予防するための心のケア	4
	感染予防の取り組みの継続	感染経路・感染予防について情報共有	1
		手洗い・うがい・消毒など感染予防の取り組みの継続	4
		保健だよりによる感染予防についての保健指導	2
	生徒への保健指導	アナフィラキシーに関する生徒の理解の促進	4
	危機管理の 検証と今後の備え	再発防止のための調査・検証・報告	再発防止と対応の改善を検討
再発防止のための調査・検証・報告			4
食中毒の原因を解明			1
危機管理マニュアルの見直し検討			1
教職員への応急手当についての研修		教職員へのアナフィラキシー発生時の対応方法の周知	2
		教職員に必要な研修と助言	2

4. 考察

「学校危機管理における養護教諭の役割と能力」のレポートから導き出した養護教諭の役割を、事前の危機管理、発生時の危機管理、事後の危機管理の3つに分け、それぞれの段階における養護教諭の対応とバーチャル・スクール活用の点から考察する。

4.1 事前の危機管理

事前の危機管理は【危機管理体制の構築と実装】、【子どもの健康情報の把握】、【救急体制の整備】、【児童生徒と保護者への安全教育】のコアカテゴリに分類することができた。児童生徒の健康状態を把握したり救急処置を実施したりすることは、養護教諭の専門性が特に発揮される危機対応であり、学生は学校内での養護教諭の役割を適切に理解していたといえる。

また、文部科学省の学校の危機管理マニュアル作成の手引²⁰⁾には、事前の危機管理は①体制整備、②点検、③避難訓練、④教職員研修、⑤安全教育について詳細に解説されている。本研究で得られた事前の危機管理のカテゴリは、事故など

の発生を予防する観点から重要となるこの5つのカテゴリ「緊急連絡体制の整備連携体制の確立」、「施設設備の安全点検による危険個所の抽出と避難経路の確保」、「マニュアルに基づく様々な想定での避難訓練の実施」、「児童生徒の疾患の理解や応急手当に関する研修の実施」、「児童生徒への保健安全教育」が生成されていた。また、体制整備に関わり、「危機管理マニュアルの整備と危機管理体制の確立及び周知」についても示されており、学校危機管理の重要なポイントは押さえられていたと考える。

しかし、危機管理マニュアルの作成や体制整備を行う際、学校安全の中核を担う教員の存在や、マニュアル作成や整備に関しどのように養護教諭が関わるのかについては具体的な記載がなかった。本来、学校安全、危機管理に関する内容は、管理職など一部の教員だけが中心になって行うものではなく、全教職員で取り組む内容であり、役割分担しながら行われている。例えば危機マニュアルの作成の手引きには、マニュアルの作成は管理職、安全担当者中心に原案を作成する²¹⁾とされている。また体制整備は、管理職のリーダーシッ

プのもとに行われ、点検・避難訓練は、教頭や校務分掌などの学校安全の中核となる安全主任等の教員が中心となり実施される。学校において想定される事件・事故などの危機は様々あるが、事前の危機管理としての養護教諭の役割は、マニュアル作成や体制整備を中心となって行う教員に対して、専門的な立場から助言することであるといえる。なかでも、学校事故や食中毒、感染症、食物アレルギーなどの危機については、心のケアの体制づくりを含めて養護教諭が重要な役割を担う。本研究の対象学生は教育実習を経験しておらず、これらの学校の組織体制や校務分掌等の理解が不十分であったため記載されなかったと推測される。教育実習を迎えるまでに、学校の組織体制、危機管理マニュアルの作成手順や事前の危機管理に関する学校組織の中での役割分担、学校安全の校務分掌を担う教職員の位置づけ、養護教諭が果たす役割などについて理解を深めておくことが重要である。

また、「児童生徒の疾患の理解や応急手当に関する研修の実施」の 카테고리では、事例に対応した食物アレルギーの対応や心肺蘇生などの応急手当についての研修内容があげられていたが、嘔吐物の処理の仕方や心のケアに関する内容の記載はみられなかった。学校において嘔吐などの症状を起こす感染症は、吐物等を介して二次感染を起こし、集団感染を招く恐れがあるため、校内 OJT (On The Job Training) の実施内容の一つ²¹⁾として取り上げられている。さらに、事後の危機管理において、災害や事件・事故発生時における子供のストレス症状の特徴を踏まえた上で健康観察を行い、子供が示す心身のサインを見逃さないようにすることが大切²²⁾とされており、そのためには、事前に急性ストレス障害や PTSD (心的外傷後ストレス障害) の症状などに関する、メンタルヘルスの理解を深めておく必要がある。文部科学省は、心のケアの重要性から教職員用の指導参考資料として「学校における子供の心のケアーサインを見逃さないために」²²⁾を作成している。今後の学修において、教職員に対するメンタルヘルスや心のケアについての研修の重要性を理解させることの必要性が示唆された。

4.2 発生時の危機管理

発生時の危機管理の記載内容からは、【生命と安全を守る判断と救急処置】、【教職員との連携】、【心のケア】、【被害の拡大防止と事後を見据えた対応】のコアカテゴリーに分類できた。どのような状況であっても児童生徒の生命と安全を守ることが最優先される。その観点において、「児童生徒の安全を最優先に判断し行動」することや、「重症度と緊急性から受診と救急車要請の判断」をするという、養護教諭の救急処置を含めた複数の対応のカテゴリーが生成された。特に緊急時の救急処置は児童生徒の生命と安全を守る重要な活動で、医療機関に引き渡すまでの処置あるいは、医療の対象とならない程度の軽微な傷病の処置²¹⁾を含む。学生のレポートからは、「速やかな応急処置のための環境調整」を行い、手当てと同時進行で重症度を判断するために、「事故の発生機序や経過に関する問診」や「顔色やバイタルサイン等の継続的な観察」や「広い視点での確かなフィジカル・アセスメント」により、養護教諭の専門性に基いて行われる状況に応じた救急処置」を行い、必要に応じ医療機関と連携を図ることの重要性に気付いていたことが示された。しかし、具体的な救急処置の手順はあまり示されていない。その理由として、これまで疾患に関する医学的な知識や一次救命処置、バイタルサインの測定について異なる授業科目で学修しているものの、実際の症例に応用するという知識の統合ができていないこと、救急処置に関連する演習科目が未履修であることが考えられる。今後履修が予定されている「健康相談活動」や「養護実習事前事後指導」などの授業科目において、ロールプレイや事例検討などの学修活動を多く取り入れる工夫の必要性が示唆された。

4.3 事後の危機管理

事後の危機管理として、文部科学省の『学校の危機管理マニュアル作成の手引き』では、①事後の対応、②心のケア、③調査・検証・報告・再発防止等が詳細に解説されている²⁰⁾。これらの内容は本研究において【危機対応の情報共有】、【継続的な観察とケア】、【危機管理の検証と今後の備え】

の3点のコアカテゴリーによって概ね網羅されていた。心のケアに関しては「経過をふまえた継続的な心と体のケア」や「再発防止のための調査・検証・報告」のカテゴリーが示されていた。

しかし、心のケアに関するものとして「心身の健康観察の継続」や「経過を踏まえた継続的な心と体のケア」が示されたものの、その内容としては不十分であった。心のケアは、養護教諭のみが行うのではなく、心のケアに関連の深い、教職員との連携が必要である。例えば学級担任、保健主事、教育相談コーディネーター、特別支援コーディネーター、生徒指導主事・主任、教務主任、学校医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどがあげられるが記載はわずかであった。また心のケアに関する具体的な対応方法として、保護者との連携、健康相談の実施、ストレスの発散方法などの保健指導、医療機関の紹介などについては記載がなかった。この理由として考えられるのは、教育の基礎的理解に関する科目において、チーム学校運営への対応を含む職務内容や教員の役割については履修済みであるものの、養護に関する科目の「学校保健」や「健康相談活動」が未履修であるため、具体的な対応手段や連携先まで思考が及ばなかったと考えられる。災害や事故後の心のケアは、児童生徒のその後の成長における重要な要素である。今後、養護教諭の視点から心のケアに関して学ぶ「健康相談活動」において、学修を補完しておく必要がある。

4.4 バーチャル・スクールを活用した演習の効果

本取り組みに関連する科目として、「看護技術」や「ヘルスアセスメント」が履修済みであったことが、状況のアセスメントや救急処置に必要な能力の記載内容に反映されたと考えられる。また、「リスク・マネジメント」の科目において、医療事故事例を基に何故その事故が起きたのかを分析し、事故の発生する背景や要因を明らかにし、医療事故防止のための安全管理のあり方を学修した経験が危機管理のプロセスの全体的な把握につながったものと考えられる。医療の現場と学校で起こる事故例は異なるものの、基本となる考え方は同様であり、既習事項を活用したり応用したりす

ることが、バーチャル・スクールを想定した危機管理の概観につながったと推測できる。

しかし、それぞれのバーチャル・スクールの特徴や児童生徒の実態に応じた対応の記載は、発生時の対応の中で《学校の立地を考慮した救急車の要請》だけであり、学校の実態が反映されていなかった。その理由として考えられるのは、事例が山中でのオリエンテーリングの熱中症、感染性胃腸炎、Jアラート、生徒間暴力、食物依存性運動誘発アナフィラキシーであり、学校の実態に大きく影響されるものではなかったことである。この点において、バーチャル・スクールを活用した学修の効果を高めるためには、学校の特徴をとらえたきめ細な事例の設定が必要であった。今後の取り組みにおける重要な課題の一つである。また、学生のバーチャル・スクールのイメージ化が十分でなかったことも影響したと考えられる。バーチャル・スクールを活用した先行研究においては、仮想学校作成に5時間、180分、270分¹⁵⁻¹⁷⁾と十分な時間をかけて行っている。本研究では、授業時間内に十分な時間を設定することができず、授業時間外の活動とした。そのため、グループによって学修活動に要した時間の差異が生じており、そのことが学校のイメージ化の程度に影響したと考えられる。限られた授業時間の中で、学校のイメージを膨らませ、効果的にバーチャル・スクールを活用し、養護教諭としての資質能力や実践力を高めるためには、本取り組みへの動機づけの工夫や学修内容の精選等の工夫が必要であることが示唆された。

教職課程における学校安全への対応に関する授業報告²³⁾では、教育実習を経験した後の受講生の感想に比べ、大学2年生の受講生は教育現場の実践的な認識が希薄であると分析している。本研究の対象学生にとって、バーチャル・スクールを想起して危機の対応を考えることは困難な課題であったことは想像に難くないが、4年次の教育実習に向けた課題の明確化が図れた。

バーチャル・スクールを活用した学校危機管理に関する学修活動とレポート内容の分析から、学内での講義・演習と教育実習をつなぎ、実践能力の基盤を育むための工夫が必要不可欠であること

が示唆された。

4.5 本研究の限界

本研究は、4 年制大学 1 校において実践したものであるため、対象者数が少なく、結果の一般化には慎重であるべきである。

5. 結論

本研究では、養護概説Ⅱにおいて、グループワークで作成したバーチャル・スクールを活用して、学校危機管理における養護教諭の対応について考えさせ、レポート課題によって学生の学びを検証した。危機管理の対応は、学校の危機管理マニュアル作成の手引きに記載されている事前の危機管理、危機事例発生時の危機管理及び事後の危機管理における重要なポイントがおさえられていた。

一方で、学校安全の校務分掌を担う教職員の位置づけ、学校危機管理マニュアル作成における養護教諭の役割、心のケアのために連携する教職員の理解等、学校の実態や学校組織を踏まえた危機管理の理解が不十分であること。そのため、教育実習に向けて学内での講義・演習で学校現場のイメージを膨らませ、実践能力の基盤が身に付くよう工夫が必要不可欠であることが明らかになった。

今後、バーチャル・スクールを活用した学校危機管理の学修効果を高めるためには、学校の特徴をとらえた事例の設定が必要である。

謝辞

本研究を行うにあたり、ご協力いただきました学生の皆さまに感謝申し上げます。

なお、本調査の結果の一部は養護教諭教育学会第 30 回学術集会で発表した。

参考文献

- 1) 津島ひろ江・荒木田美香子・池添志乃・岡本啓子 (2020) 『学校における養護活動の展開改訂 7 版』 ふうろう出版。
- 2) 文部科学省 (2014) 『学校安全について』 (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo5/012/gijiroku/_icsFiles/afielddfi

le/2014/07/07/1349373_02.pdf) (最終アクセス日: 2023 年 10 月 6 日)

- 3) 文部科学省 (2013) 『学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開』 (<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryoudata/saigai03.pdf>) (最終アクセス日: 2023 年 10 月 6 日)
- 4) 文部科学省 (2016) 『学校事故対応に関する指針』 (https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryoudata/jikotaiou_all.pdf) (最終アクセス日: 2023 年 10 月 6 日)
- 5) 文部科学省 (2019) 『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』 (https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryoudata/seikatsu03_h31.pdf) (最終アクセス日: 2023 年 10 月 6 日)
- 6) 文部科学省 (2020) 『学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査〔平成 30 年度実績〕』 (https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_00180.html) (最終アクセス日: 2023 年 10 月 6 日)
- 7) 中央教育審議会 (2008) 『子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について(答申)』 (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afielddfile/2009/01/14/001_4.pdf) (最終アクセス日: 2023 年 10 月 6 日)
- 8) 文部科学省 (2012) 『学校安全の推進に関する計画』 (https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1320286.htm) (最終アクセス日: 2023 年 10 月 6 日)
- 9) 文部科学省 (2017) 『第 2 次学校安全の推進に関する計画』 (https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afielddfile/2017/06/13/1383652_03.pdf) (最終アクセス日: 2023 年 10 月 6 日)
- 10) 熊丸真太郎 (2018) 「教員養成段階での学校安全・危機管理に関する教育—国立大学教員養成課程のシラバス分析から—」『学校教育実践研究』1, 23-33.
- 11) 文部科学省 (2019) 『教職課程の履修内容の充実(平成 31 年度) 法令改正及び教職課程

- 認定の概要』 (https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/08/09/1415122_1_1.pdf) (最終アクセス日: 2023 年 10 月 6 日)
- 12) 文部科学省 (2022) 『第 3 次学校安全の推進に関する計画』 (https://www.mext.go.jp/content/20220325_mxt_kyousei02_000021515_01.pdf) (最終アクセス日: 2023 年 10 月 6 日)
- 13) 菅原哲朗・入澤充 (2018) 『養護教諭の職務と法的責任 判例から学ぶ法リスクマネジメント』 道和書院.
- 14) 日本学校保健会 (2015) 『保健室経営計画作成の手引 平成26年度改訂』 (https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H260100/index_h5.html#1) (最終アクセス日: 2023 年 10 月 6 日)
- 15) 後藤ひとみ (2010) 「養護教諭の実践力育成にむけた学内実習「養護活動実習」における仮想学校づくりのプロセス」『愛知教育大学教育実践総合センター紀要』 13, 17-22.
- 16) 今野洋子 (2009) 「養護教諭の実践力育成をめざした学習の展開: 「養護学演習 I」「養護学演習 II」の授業例」『北翔大学生涯学習研究所研究紀要』 12, 81-92.
- 17) 斉藤ふくみ (2015) 「養護実習事前指導としての「養護活動演習」での学生の学び—授業構成と仮想学校づくりの学生の感想を中心に—」『茨城大学教育学部紀要』 64, 195-203.
- 18) 斉藤ふくみ (2012) 「養護実習事前学習としての保健室掲示物作成に関する一考察」『茨城大学教育実践研究 茨城大学教育学部附属教育実践総合センター編』 31, 203-211.
- 19) 文部科学省 (2022) 『学校における防犯教室等実践事例集』 (https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2013/07/11/1337787_01.pdf) (最終アクセス日: 2023 年 10 月 6 日)
- 20) 文部科学省 (2018) 『学校の危機管理マニュアル作成の手引き』 (<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryoudata/aratanakikijisyoudall.pdf>) (最終アクセス日: 2023 年 10 月 6 日)
- 21) 東京都学校保健研究会 (2017) 『すぐ使える学校保健 OJT シート』 東山書房.
- 22) 文部科学省 (2014) 『学校における子供の心のケア—サインを見逃さないために—』 (<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryoudata/seikatsu07.pdf>) (最終アクセス日: 2023 年 10 月 6 日)
- 23) 伊藤健治 (2019) 「教職課程における「学校安全への対応」に関する授業報告」『東海学園大学教育研究紀要』 5, 24-30.